

職業性疾患・疫学リサーチセンター

関西支部ニュース

発行責任者 水嶋 潔
 東大阪市高井田元町1-3-1
 みずしま内科クリニック内
 TEL06 (6781) 3330
<http://oe-rc-kansai.sakura.ne.jp>

スレート工 父と息子

石綿肺死亡不認定取り消し

公害健康被害補償不服審査会

関西労働者安全衛生センター 片岡 明彦

異例の判決

労災補償の対象とならない事業主・一人親方や環境ばく露、家族ばく露によるアスベスト被害について石綿健康被害救済法に基づく救済認定を行う環境再生保全機構に対して、石綿スレート工事職人の高瀬勝利さんとその父の2件について、家族が「石綿肺による死亡」としての認定申請したところいずれも不認定とされ、これを不服として公害健康被害補償不服審査会（会長・榊井成夫）に対して審査請求したところ、2件が相次いで不認定処分を取り消されるという異例の裁決が行われた。



「石綿肺で死亡した高瀬勝利さん（左端）とご家族」

労働者期間が短いため労災不認定

息子の高瀬勝利さんは高校を卒業した83年春から父の家業であるスレート工事に就き、父が死亡した1991年からは家業を継ぎ、1999年まで続けた。高卒以前にも現場の手伝いを

したことがあった。

その後も建築業に従事し2008年までの合計約25年間（うちスレート工事約16年間）にわたり職業としてアスベストばく露作業を行った。

2008年11月頃から胸の異常をおぼえ受診したところ間質性肺炎などの診断を受けた。

勝利さんからのお話しでは労働者としての粉じん職歴があったので、じん肺法にのっとり大阪労働局に対してじん肺管理区分申請、「じん肺管理区分管理3ロ＋続発性気管支炎要療養」との判定を受けた。

これをもとに労災請求したが、労働者期間が事業主期間よりも明らかに短いために労災認定を受けられなかった。勝利さんは一人親方の父の家業を継いで同じ就労形態が長く、労災保険の特別加入をしていなかった。

石綿市審査会を厳しく批判

勝利さんは、2010年7月から石綿救済法において「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」が救済対象（指定疾病）となったので、2010年12月保全機構に対して救済認定を申請した。

ところで、勝利さんからは相談当初「実は父親の家業を継いだ。父親も同じような病気で亡くなっている」という身の上話を聞いていた。

父親が死亡したのは1991年3月。58歳という若さだった。間質性肺炎と言われた。強い疑

念をもった勝利さんは、親族中の反対をひとりで押し切って、父親の病理解剖に同意したという。

父親は特別加入歴のない一人親方。当時、石綿肺は石綿救済法の対象ではなかったために救済の道は閉ざされていた。

ところが、2010年7月からは救済可能になったため法施行を待ちかねて、2010年8月、勝利さんの母親を請求人として保全機構に救済認定を申請したのだった。

審査会は勝利さんの裁決書の中で「処分庁（環境再生保全機構）側の「石綿肺」の審査は、あるべき姿から乖離している。高瀬さん親子の事案を重く受け止め、早急に、審査のあり方を抜本的に改めなければならない」と、石綿ばく露歴を軽視し、病理所見に偏重した石綿肺審査を厳しく批判した。

石綿肺については、「著しい呼吸機能障害を伴う」という最重症のものだけを救済対象

とするとの条件つきながら、2010年7月から対象疾病となった。指定疾病のうち石綿肺の認定率が最も低い中、不認定となり審査請求に及んだ件数は11件で、うち取り下げ1件を除き、3件について裁決され2件取消、1件棄却。残りの7件は審査中。この最初の取消2件が今回の高瀬さん親子だった。

今回の裁決を踏まえて、石綿肺の審査のあり方を抜本的に改めるのか否か、保全機構と救済法を所管する環境庁の今後の対応が注目されるが、マスコミの取材に対して、環境省は「改めるところはない」とコメントしていると伝えられている。

水俣病問題で環境省は、最高裁判決が出ても認定基準を変更しようとしめない。担当官僚は人事において厚労省と環境省を行ったり来たりしている。公害も労災も根っこは同じ。いずれにしろ環境省には直接、話を聞かなければならないと考えている。

※機構の公表資料（平成26年1月末現在）における、
救済法の指定疾病（救済対象疾病）別認定状況

	認定	不認定	取り下げ	計	認定/ (認定+不認定) *100
中皮腫	7991	678	797	9466	92.2%
肺がん	1196	1061	446	2703	53.0
石綿肺	56	122	19	197	31.5
びまん性肺動脈硬化	57	98	9	164	36.8

※石綿肺の認定率が最も低い

【 職業性疾患・疫学リサーチセンター 関西支部 第5回 定期総会 】

- ・日時：7月26日（土）午後2時30分～ 会場：大阪・東急イン
- ・記念講演：札幌ワーカーズクリニック院長 佐藤修二先生
『じん肺 アスベスト』～北海道の現状について～
- ・総会后、懇親会（参加費無料）

※団体会員の皆さんからは、各団体5～10人の参加をお願いします。

石綿肺がん不支給処分取消し訴訟の動き

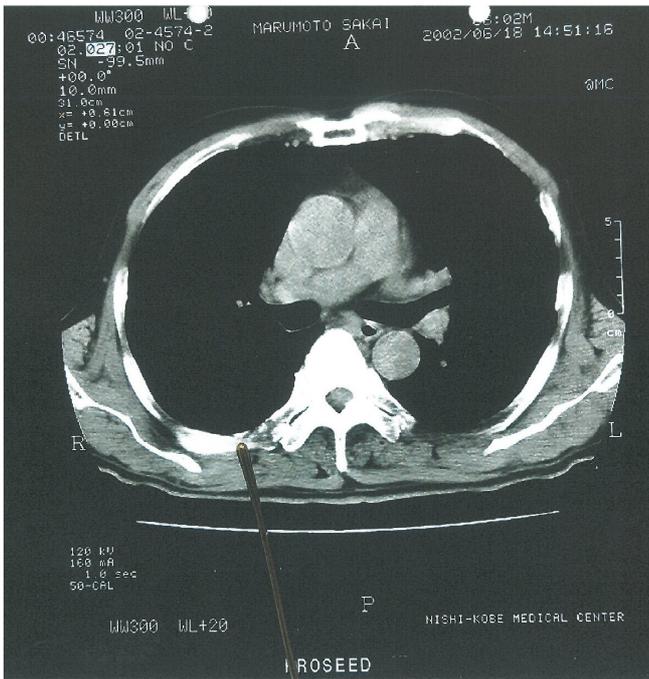
ひょうご安全衛生センター 西山 和宏

《丸本裁判》

業務との因果関係を認めず請求を棄却

胸膜プラークの有無をめぐる争われてきた丸本裁判の判決が、2013年11月5日に神戸地裁で言い渡されました。工藤涼二裁判長は「胸膜プラークを認めることはできない」との理由で、請求を棄却しました。

造船所において約23年間に渡り溶接作業や船内での組立作業に従事してきた丸本さんは、平成15年3月に肺がんで亡くなりました。ご遺族は、神戸東労働基準監督署に遺族補償年金の支給を請求しましたが、画像上で「石綿曝露を示す胸膜プラークがない」という理由で不支給となりました。



「水嶋医師が指摘した胸膜プラーク」

再審査請求が棄却された後、東京・芝病院の藤井医師に画像を読影していただいたところ「胸膜プラークあり」の所見をいただき、2008年10月に不支給処分の取り消しを求め神戸地裁へ提訴したのです。

今回の判決で、①10年曝露及び医学的所見と

する認定基準は、医学的知見に基づくものであり合理性がある、②ばく露濃度は低いものであったと認められるが、ばく露を受ける作業に約26年間従事したと認められる、③鑑定人の中野医師（兵庫医大）の意見は信用できる、と判断したのです。つまり、石綿曝露は認められるが、中野医師の鑑定書どおり「胸膜プラークがあるとは認められない」と判断したのです。中野医師の鑑定により、藤井医師と水嶋医師の意見が簡単に一蹴されてしまったのです。

ご遺族は、大阪高裁に控訴しました。石綿肺がんの被災者の救済に向け、争いの場は大阪へと移りました。引き続きご支援をお願いします。

《北村裁判》

係争中に一転、労災認定

また、石綿小体2551本の評価をめぐる争われてきた北村裁判は結審直前に神戸東署が一転し、不支給処分を取り消し特別遺族年金の支給決定を行いました。係争中に労災認定されることは異例で、労災認定は11月15日付けで行われました。

北村さんと同じ作業に従事した英さんの裁判（石綿小体741本。2013年2月大阪高裁にて勝訴判決）が確定したことで、裁判所がどのような判断を行うのが注目されていました。10月に証人調べも終わり、12月には最終の裁判期日が設定されていたのですが、神戸東労働基準監督署は急きよ、「新たな事実が判明し、総合的に判断した結果」、労災と認めたのです。

しかし、港湾の荷役作業や検数業務の労働実態を知っている者からすれば、なにも新たに分かった事実は何もなく、原処分庁の調査不足が明らかになっただけのことです。

北村さんの請求が認められたことにより、大阪・東京高裁の判決に続き、石綿肺がんの労災認定基準の一つである石綿小体の本数をめぐる争いは、決着がついたと言えます。

リサーチセンター加入団体紹介◆ 東播建設労働組合

東播建設労働組合は大工、左官など建設業に携わる職人・労働者で組織している建設労働組合です。兵庫県明石市を中心に、加古郡播磨町・稲美町、加古川市、三木市、北部の但馬地方に組合員約5,300人が加入しています。

疫学リサーチセンター関西支部には、上部団体の兵庫県建設労働組合連合会（兵庫県連）が加入しています。

アスベスト被害は、建設労働者の命と暮らしに直結する大問題です。私たちは阪神淡路大震災を経験しており、震災から20年が経過しようとしている中、今後問題は深刻化します。

2005年のクボタショックで問題は全国に知れ渡りましたが、組合員の意識の中では尼崎で起こったことは少し遠いように感じられ、アスベスト健康被害への認識が兵庫県の建設労働組合の中でも低いように感じられます。中皮腫や肺がんなどの相談も、他の労組に比べ少ない状況です。

しかし、阪神淡路大震災時にガレキ処理にあたった明石市職員が、短期間の暴露で中皮腫に罹患した事例など、阪神淡路大震災の影響が少しずつ出てきています。

現在、東播建設労働組合でも兵庫県建設国保を通じ、組合員の集団健診で撮影した胸部レントゲンの再読影活動を水嶋医師をお願いしてい

ます。しかし結果通知到着後、みずしまクリニックへの来院がなかなか進んでいません。

そこで再読影結果の通知と合わせ、アスベストの影響が出ている組合員を対象に「石綿健康管理手帳申請説明会」を開催しています。

昨年10月に初めて開催し、計10名の組合員が参加しました。アスベスト被害の状況や申請方法などについて説明し、みずしまクリニックへの来院を説得しました。途中経過ではありますが、5名の仲間が健康管理手帳を申請中です。

再読影活動を活かすため、引き続き組合で申請説明会を開催し、健康管理手帳申請や労災申請など被害救済の掘り起こしの運動を進めていきたいと思ひます。
(植木 洋)



《事務局だより》

【活動日誌 2014年3月～2014年4月】

(定例会議)

- ・第33回(2月25日)、第34回(3月25日)、第35回(4月22日)をニッセイ新大阪ビルでおこないました。

【当面の予定】

- ・第36回定例会議：5月27日(火)午後3時～ ニッセイ新大阪ビル18階 D会議室
- ・関西支部第5回定期総会：7月26日(土)午後2時30分～ 会場：大阪・東急イン

本誌への投稿をどしどしお寄せ下さい。oerckansai@yahoo.co.jpまでメールして下さい。